

# 福島市入札談合情報処理要領

## 1 趣 旨

この要領は、本市が発注する工事等、測量等、清掃等、その他の業務の請負及び物品の調達の入札に係る情報で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号の規定に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項に規定する談合行為に関するもの（以下「入札談合情報」という。）に関するものがあつた場合における本市の対応その他の処理方法について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 情報内容の確認等

財務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）は、入札談合の情報を受け、又は報道等により入札談合の情報を把握したときは、以下により取り扱うものとする。

（1）情報の提供者の氏名、住所、職業等その身元を明らかにする事項を確認する。

なお、当該情報が報道によるもの又は報道機関が提供者であるものについては、報道活動に支障のない範囲で当該情報の出所を明らかにするよう当該報道機関に要請する。

（2）情報の内容を入札談合情報報告書（第1号様式）にまとめ、競争入札参加業者指名委員会（福島市競争入札参加業者指名委員会設置要綱第1条の規定に基づく。以下「指名委員会」という。）の委員長に報告する。

## 3 具体的対応を要する情報の認定等

指名委員会の委員長は、2の（2）による報告を受けたときは、当該報告に係る情報を以下により取り扱うものとする。

（1）速やかに指名委員会を招集して、情報内容の信憑性、具体的対応の必要性等について審議させる。

（2）情報の提供者、内容等の確認状況等を考慮して、当該情報について、信憑性があるか否か、かつ、具体的対応の必要性があると認められるか否かを決定する。

この場合において、当該情報の把握が入札執行後に行われたものであるときは、既に入札結果が公表されていること等に留意して決定する。

（3）（2）により具体的対応の必要性が認定された情報については、記4に定めるところにより、契約検査課長に指示する。

（4）（2）により具体的対応の必要性が認定されなかった情報については、以下により処理する。

ア 情報の把握が入札執行前であるときは、そのまま入札を執行したうえで、当該情報により受注予定者とされていたものが当該入札の最低入札者となったときに限り、当該入札の参加者全員に誓約書（第2号様式）を提出させる。

イ ア以外の場合には、特段の対応は行わない。

#### 4 具体的な対応

契約検査課長は、3の(2)により具体的対応の必要性があると認められた談合情報について、以下により取り扱うものとする。

##### (1) 入札執行前に認定された場合

ア 入札参加者全員について事情聴取を行う。

① 実施時期 原則として入札執行日前に実施するが、時間的余裕がない場合、又は会長が特に必要と認める場合には入札の執行を延期したうえで実施する。

② 方法 入札参加予定者を個別に呼び出し、複数の職員による聴き取りを行う。この場合による聴取項目は、おおむね以下のとおりとする。

(a) 入札執行にあたり、既に落札者が決定しているとの情報があるが、その事実はあるか。

(b) 当該発注について、他者と何らかの打合せ・話し合いをしたことがあるか。

(c) (b)の事実があったとすれば、どのような内容か。

(d) 見積者、入札額決定者、その他関連する項目

イ 事情聴取等の結果、入札談合の可能性が認められる証拠を得たときは入札の執行を延期又は中止し、併せて公正取引委員会に通報する。

この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な書類を添えて通報する。

ウ 事情聴取等の結果、入札談合の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、次のように処理する。ただし、入札の適正を期するため慎重な対応を図る必要があると判断した場合は、指名委員会の審議により入札の執行を中止することができるものとする。

① 入札参加予定者全員に誓約書を提出させる。

② 「入札執行後において入札談合の可能性が認められる証拠を得たときは、当該入札を無効とする」旨の注意を促した後に、入札を執行する。

③ 入札の執行にあたっては、入札参加予定者に対し工事費内訳書を提出してもらおうよう要請する。工事費内訳書の内容は大項目のみとし、書式は任意とする。

なお、会長が特に認めた場合は、工事費内訳書の提出を要請しない。

④ ③により提出された工事内訳書は、入念にチェックしたうえで提出者に返却する。

この場合において、技術的なチェックは、工事施工の担当課が行うものとする。

⑤ ④のチェックにより入札談合の可能性が認められる証拠を得たときは、以下の(2)に定めるところにより対応する。

エ 一般競争入札の場合は、入札執行日において入札会場に参集したものを対象として処理する。

(2) 入札執行後に認定された場合

ア 契約締結前の場合

- ① 入札に参加した全員に対して、記4の(1)の手続きに準じて事情聴取を行う。
- ② 事情聴取等の結果、入札談合の可能性が認められる証拠を得たときは、その旨を指名委員会の委員長に報告する。
- ③ 指名委員会の委員長は、②の報告を受けたときは、指名委員会を招集して談合の可能性について審議し、当該入札を無効とするか否かを決定する。
- ④ ③の結果、入札を無効とした場合は、公正取引委員会に通報する。  
この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な書類を添えて通報する。
- ⑤ ③の結果、確認不可の決定をした場合には、入札に参加した者全員に誓約書(第2号様式)を提出させたいうで契約を締結する。
- ⑥ 事情聴取等の結果、入札談合の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、入札に参加した者全員に誓約書(第2号様式)を提出させたいうで契約を締結する。

イ 契約締結後の場合

- ① 入札に参加した全員に対して、記4の(1)の手続きに準じて事情聴取を行う。
- ② 事情聴取等の結果、入札談合の可能性が認められる証拠を得たときは、その旨を指名委員会の委員長に報告する。
- ③ 指名委員会の委員長は、②の報告を受けたときは、指名委員会を招集して当該入札に係る契約を解除するか否かを審議させたいうで、当該審議結果、着工工事の進捗状況等を考慮し解除の有無を判断する。
- ④ ③による判断の結果、当該入札に係る契約を解除したときは、公正取引委員会に通報する。  
この場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署に対しても必要な書類を添えて通報する。
- ⑤ 事情聴取等の結果、入札談合の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、入札に参加した者全員に誓約書(第2号様式)を提出させる。

5 雑 則

この要領に定めるもののほか、入札談合の情報の処理について必要なことは、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年11月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月20日から施行する。

この要領は、平成30年5月22日から施行する。